

クリーンパーク北但の焼却灰等運搬業務仕様書

1. 目的

クリーンパーク北但において発生する焼却灰等*を北但行政事務組合（以下「組合」という。）が指定する搬入場所まで適正に運搬することを目的とする。

※焼却灰等…焼却灰（ばいじんは含まない。）、不燃残渣及びカレット残渣

2. 業務名

北但第2号 クリーンパーク北但の焼却灰等運搬業務

3. 履行の場所

クリーンパーク北但（兵庫県豊岡市竹野町坊岡 943 番地）及び香美町最終処分場（兵庫県美方郡香美町香住区大野 189）地内

4. 履行期間

2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日

ただし、香美町最終処分場の使用期間が満了していない場合かつ委託業務の履行状況に特に問題がないと組合が認める場合に限り、2026 年 3 月 31 日の終期を限度として、単年毎に契約を改めて締結することができるものとする。

5. 運搬予定量・運搬頻度（2019 年度実績）

(1) 焼却灰…3,640 t

(2) 不燃残渣…782 t

(3) カレット残渣…121 t

ただし、上記の量は運搬予定量であり、運搬量を保証するものではありません。

(4) 2019 年度搬出実績は、年間 134 日、延べ 633 台を搬出している。（※10 t 車を使用）基本的に土・日、祝日は搬出しない。

ただし、焼却灰等の発生状況、その他特別な事情により運搬を指示する場合があります。

6. 搬入場所

香美町最終処分場（兵庫県美方郡香美町香住区大野 189）

7. 運搬車両

(1) 金属製天蓋付ダンプ車（10 t 車以下）とする。

(2) 焼却灰等の飛散や漏水・流出防止対策を施した車両であること。

(3) 車両サイズ（単位：mm） 全長 7800 以下×全巾 3000 以下×全高 3500 以下

- (4) 荷台サイズ (単位: mm) 長さ 3600(内寸)以上×巾 2200(内寸)以上×高さ 1000 以上
※組合のトラックスケール (全長 7500×全巾 3000) にすべての車輪が載ること

8. 契約方法

運搬量 1 t 当たりの単価契約とする。

9. 焼却灰等の積込み及び搬出

- (1) 積込み場所 クリーンパーク北但
- (2) 積込み方法
- ① 焼却灰
焼却灰ピットに貯留した焼却灰を、受託者の運搬車両に組合が排出設備等を操作し積み込む。
 - ② 不燃残渣・カレット残渣
不燃残渣・カレット残渣ホッパに貯留した不燃残渣を、受託者の運搬車両に組合が排出設備等を操作し積み込む。
 - ③ 積込みに際して、焼却灰の飛散が生じ車両に付着する恐れがあるが、塩分による腐食の保全 (シートによる保護) 等必要な対策は、受託者で行うものとする。
- (3) 積込み計量 組合の指示により計量を行い、計量値を記載した伝票を受け取る。
- (4) 搬出日時 平日の午前 9 時から午後 4 時までの間とする。ただし、焼却主灰等の発生状況により変更が生じた場合については、別途協議するものとする。

10. 焼却灰等の搬入

- (1) 搬入場所 上記 6 に同じ
- (2) 運搬経路 クリーンパーク北但から香美町最終処分場まで (片道約 23.5 km)
※往路及び復路の詳細は、別途協議を行うものとする。
※大野区地内は、20 km/h で速度制限が設けられており、厳守すること。
- (3) 搬入日時 平日の午前 9 時から午後 4 時までの間とする。
- (4) 搬入方法
- ① 予め搬入計画書を作成し、組合へ提出するものとする。
(※詳細は、別途協議するものとする。)
 - ② 香美町最終処分場担当者の指示により、荷降ろしを行うものとする。

11. 業務上の注意

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、現場条件を十分考慮し、ごみ処理業務に支障のないように組合と十分協議のうえ履行するものとする。
- (2) 受託者は、運搬にあたっては、焼却灰等の飛散、流出をしないように必要な措置を講ずるとともに、運搬に伴う悪臭、騒音振動によって通過地の生活環境保全上支

障が生じないように努めなければならない。

(3) 本業務を他に委託し、又は請負わせてはならないものとする。

12. 事故の報告

受託者は、運搬時における事故等については、速やかに組合に報告をするとともに、全て受託者の責任において速やかに解決しなければならない。

13. 費用の負担

受託者は、本業務の実施にあたって必要な従事者、運搬車両及び必要な資機材にかかる一切の経費を負担しなければならない。

14. 車両故障等

運搬車両の故障、事故及びその他不測の事態が生じた場合は、速やかに組合に連絡をすること。また、焼却灰等の搬出予定に支障が生じることがないように、代替車両が手配できる体制を整えておくこと。その際の代替車両にかかる経費は受託者が負担すること。

15. 車両管理

受託者は、車両を清潔に保つよう心掛けるとともに、車両の故障等により運搬業務に支障を及ぼさないよう、法定点検や日常点検または必要な点検を実施し、車両を安全に稼働させなくてはならない。

16. 安全管理

受託者は、従業員に対し、技術向上を図り、業務訓練及び安全衛生教育を行い、事故発生の防止に努め、従業員の過失に起因する事故などに対し一切の責任を負わなければならない。

17. 混載禁止

受託者は、本業務の実施にあたっては、他の業務と区別を明確にし、本業務以外の運搬物を混載してはならない。

18. 積替え禁止

積込まれた焼却灰等は、搬入先まで他の車両に積替えをしてはならない。ただし、積込んだ車両に故障など緊急の事態が発生し、搬入先まで運搬できない場合については、別途協議し、組合の指示に従うこと。

19. 天候等

荒天、風雪等の災害及びその他緊急の理由により、組合から運搬にかかる特別な指示があった場合は、受託者はこれに従うこと。

20. 業務報告

受託者は、毎月の業務完了後、業務実績報告書を組合に提出すること。

21. 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは月払いとし、当該月の計量伝票に基づく焼却灰等の運搬量の実績に契約単価を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。
- (2) 受託者は、当該月の業務実績報告書を添えて、委託料の支払いを請求するものとする。
- (3) 組合は、業務実績報告書を受理した時は業務完了の確認を行うとともに、受理した日から起算して30日以内に受託者へ委託料を支払わなければならない。

22. 法の遵守

受託者は、業務の遂行にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びその他関係法令を遵守するものとする。

23. その他

受託者は、本業務開始までに、運搬車両写真（正面、背面、両側面及び荷台等）、運搬車両車検証(写)、自賠責保険証(写)、運転従事者名簿、緊急連絡先一覧を提出すること。

また、変更が生じた場合は、速やかに届出ること。